

## 市長交際費の公表に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市長の交際費の支出に係る情報の公表(以下「市長交際費の公表」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (公表する内容)

第2条 市長交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出日
- (2) 支出区分
- (3) 支出金額
- (4) 支出内容(相手方・支出先等原則として病気見舞いの相手先個人名を除く。)

### (支出区分)

第3条 前条第1号に規定する支出区分は、支出の内容により、次のとおり分類する。

- (1) お供 市政関係者及びその親族に対する香典等に係る支出
- (2) お見舞い 市政関係者の病気等に対する見舞金・災害などによる義援金等に係る支出
- (3) 会費 会議・研修会・叙勲を祝う会等への参加に係る支出
- (4) その他 市政の運営に必要な懇談会その他の経費に係る支出

### (支出基準)

第4条 前条に規定する支出区分の一般的な支出金額の基準は、別に定めるものとする。

### (公表の時期)

第5条 市長交際費の公表は、毎月行うものとし、当月分を翌月の15日に行うものとする。

### (公表の方法)

第6条 市長交際費の公表は、その内容を松江市のホームページに掲載するとともに、総務部総務課において縦覧に供することにより実施する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成17年3月31日から施行する。
- 2 この要綱は、平成17年3月31日以後に支出のあったものについて適用する。

### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。